

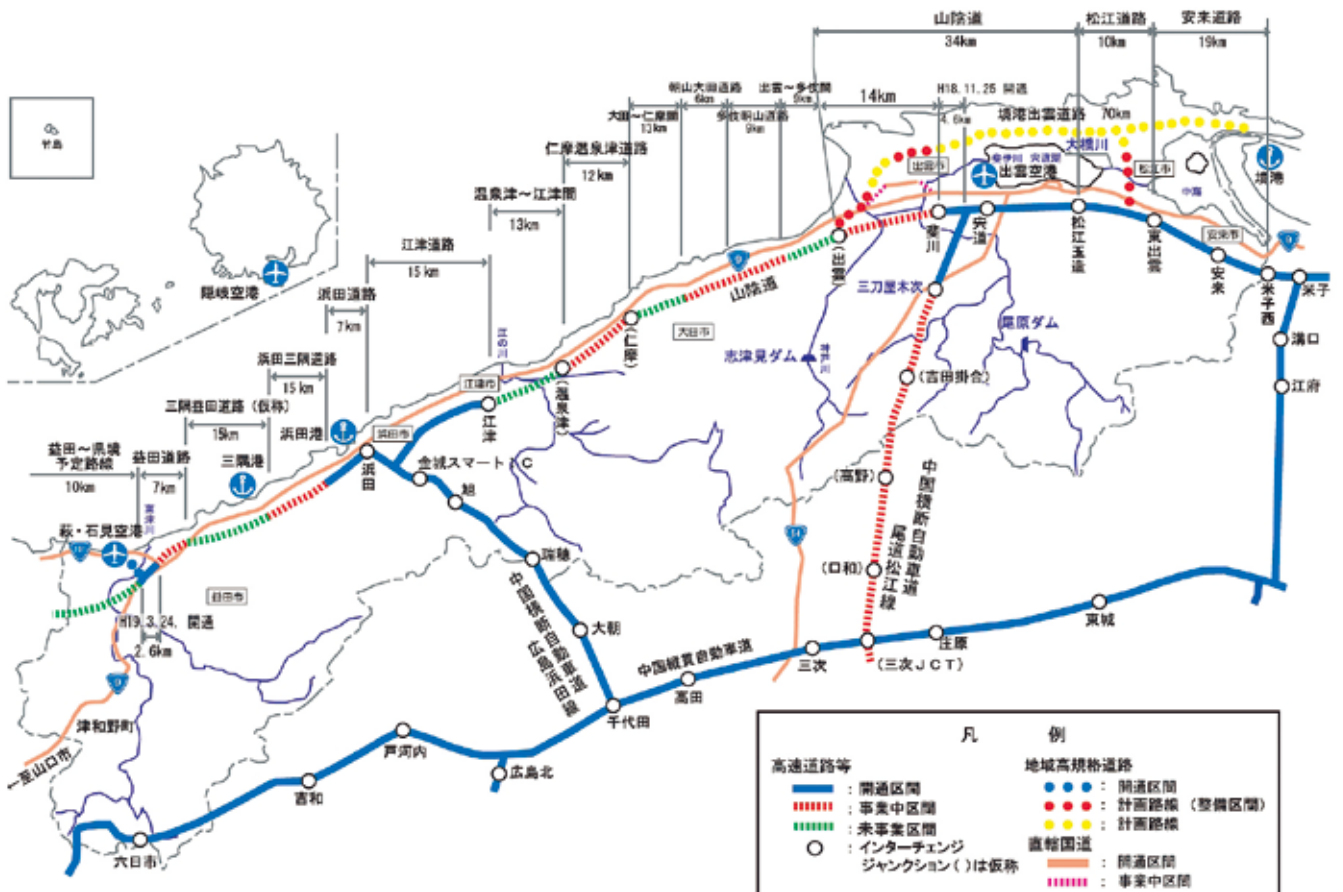
高速道路の早期整備について

【内閣官房・内閣府・財務省・国土交通省】

提案・要望の内容

- 1 法定予定路線 11,520 kmは、国土政策として国の責任で全線整備することを確認するとともに、下記区間を早期に事業化すること。
 - ・ 出雲多伎間 L = 9 km (H18. 3. 14 都市計画決定)
 - ・ 大田仁摩間 L = 13 km (H18. 3. 14 都市計画決定)
 - ・ 三隅益田間 L = 15 km (環境影響評価手続き中区間)
 - ・ 温泉津町～江津市間 L = 13 km
 - ・ 益田市～山口県境間 L = 10 km
- 2 事業中の中国横断自動車道尾道松江線及び山陰道について、一層の事業促進、早期供用を図ること。
 - ・ 尾道松江線 広島県三次 JCT～三刀屋木次 IC間 L = 61 km
 - ・ 山陰自動車道 斐川IC～出雲IC(仮称)間 L = 14 km
 - ・ 多伎朝山道路 L = 9 km
 - ・ 朝山大田道路 L = 6 km
 - ・ 仁摩温泉津道路 L = 12 km
 - ・ 浜田三隅道路 L = 15 km
 - ・ 益田道路 L = 7 km

H19年度 重点要望箇所図 平成19年4月1日現在



【現状と課題】

- 本県が目指す快適で活力ある地域づくりに高速道路は不可欠
 - ・東西に230kmと細長い県土。移動時間の大きさは県内交流を阻害
 - ・公共交通機関が未発達で旅客輸送のほとんどを車に依存
 - ・島根の豊かな観光資源が十分生かされていない
 - ・供用率の低さ（50％）に加え、ネットワーク化されていない
 - ・高度・専門的医療機関への所要時間の短縮が課題
 - ・地域産業の競争力強化支援の為、物流の円滑化が必要
 - ・平成18年7月豪雨災害に伴う国道9号（出雲市多伎町）の全面通行止めにより、大きな社会的、経済的損失発生。災害や事故発生時の代替路となる山陰道の整備が急務

【本県の取組状況・方針】

- 県財政の厳しい中においても、高速道路関連事業を優先施策として順位付け
- 事業の前提となる都市計画決定作業に対する体制強化と、地元市町村等一体となった取り組み
- 用地取得事務の受託（新直轄事業および用地国債）
- 高速道路の必要性を県内外の方に広く理解して頂くことを目的とした官民一体となった各種広報の実施

【提案要望の効果】

- 有事の際、武力攻撃事態への対応及び国民保護活動を的確かつ迅速に実施するために必要不可欠。
- 「自立的に発展できる快適で活力ある島根の国造り」の基盤となる高速道路網の整備により、広域交流が促進され産業の活性化や観光の促進、また、移動時間短縮による地域医療環境の向上が図られる。
- 事故・災害時に東西を結ぶ国道9号の代替道路等としての機能が期待される。



▲移動時間の大幅な短縮効果



▲事故・災害時の代替道路として機能